

令和7年度（2025年度） 有料老人ホーム集団指導



©2010 熊本県くまモン

高齢者の権利擁護関係

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

高齢者虐待防止法の概要

I 総則

国及び地方公共団体、国民の責務の明確化。

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

虐待者を罰することではなく、虐待を（再発）防止することが目的。虐待原因は介護疲れや福祉サービス等の知識不足など様々。このため、被虐待者の安全の確保等のみならず、養護者への支援も必要。
※虐待者を加害者として罰するのは刑法

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設等における虐待は許されるものではない。養護者による虐待とは異なり、虐待する側への支援という観点はなく、介護保険法や老人福祉法による処分。

IV 雑則

第三者による財産上の不当取引による被害の防止、国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型と具体例

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(例) 叩く、つねる、殴る、入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる、本人に向けて物を投げつける、職員の都合でベッドへ抑えつける（身体拘束）、職員の都合で本人が拒否していても口に入れて食べさせる 等

II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(例) 床ずれができるなど体位調整や栄養管理を怠る、おむつが汚れた状態を日常的に放置する、医療が必要な状況にも関わらず受診させない、処方どおりの服薬をさせない、ナースコールを使用させない 等

III 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言や拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例) 怒鳴る、ののしる、子ども扱いする呼称で呼ぶ、トイレを使えるのに職員の都合で本人の意思や状態を無視しておむつを使う、本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない 等

IV 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(例) 人前で排せつやおむつ交換をする、性器への接触・キス・性的行為を強要する 等

V 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること等、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(例) 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、金銭・財産等の着服・窃盗、立場を利用してお金を借りる、日常的に使用お金を不当の制限する、生活に必要なお金を渡さない 等

高齢者虐待防止法における通報等に関する規定

養護者による高齢者虐待

■ 早期発見等に係る努力義務（第5条）

高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

■ 通報に係る（努力）義務（第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※身体又は生命に重大な危険が生じている場合を除き努力義務

養介護施設等従事者による高齢者虐待

■ 通報義務（第21条第1～3項）

自らが従事する養介護施設や養介護事業で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。

■ 通報による不利益行為の禁止（第21条第7項）

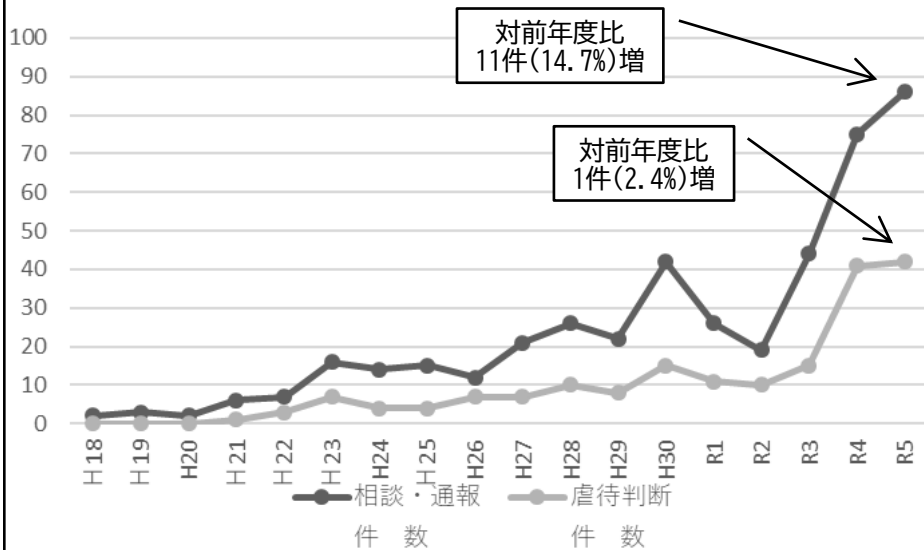
通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

本県における高齢者虐待の状況

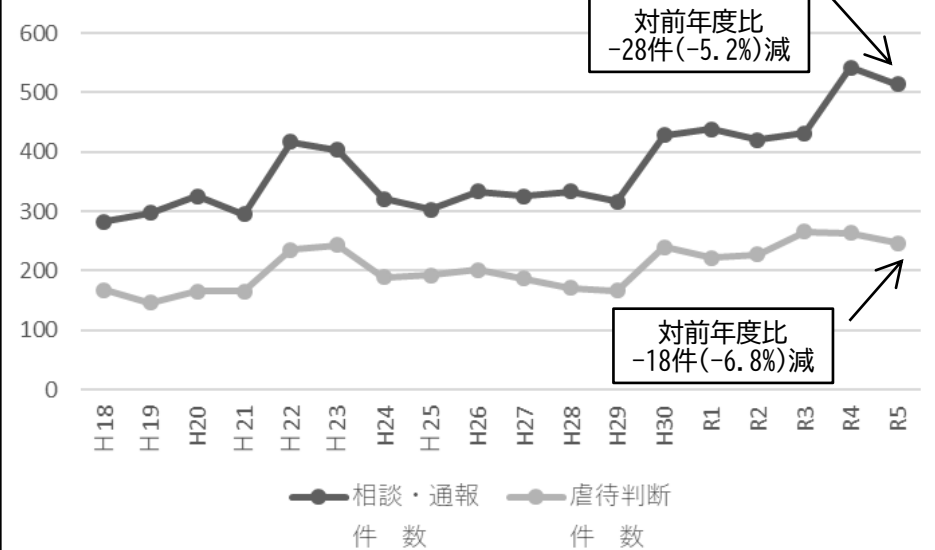
(単位：件)

① 令和5年度（2023年度） 県内高齢者虐待の状況

養介護施設従事者等による虐待



養護者による虐待



養介護施設従事者等による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報 件数	2	3	2	6	7	16	14	15	12	21	26	22	42	26	19	44	75	86
虐待判断 件数	0	0	0	1	3	7	4	4	7	7	10	8	15	11	10	15	41	42

(件)

出典：令和5年度における市町村の
高齢者虐待への対応状況等に関
する調査結果（厚生労働省）

養護者による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報 件数	283	297	325	295	417	403	321	303	333	326	333	317	428	438	420	432	542	514
虐待判断 件数	168	146	165	165	235	243	189	192	201	187	171	166	240	222	227	266	264	246

(件)

② 県の取組

- ・介護施設従事者に対する研修の実施
- ・「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」による市町村からの困難事例に対する助言やフォローアップの実施
- ・虐待を行った施設に対する虐待関連研修受講の勧奨

【県】養介護施設従事者による高齢者虐待の状況（令和5年度）

■相談・通報者

- ①当該施設職員 23.0% ②施設・事業所の管理者 20.0% ③家族・親族 13.0%
④都道府県から連絡 9.0% ④当該施設元職員 5.0% 等

■虐待の種別・類型

- ①身体的虐待 66.7% ②心理的虐待 28.1% ③介護・世話の放棄・放任 26.0%
④性的虐待 2.1% ⑤経済的虐待 1.0%

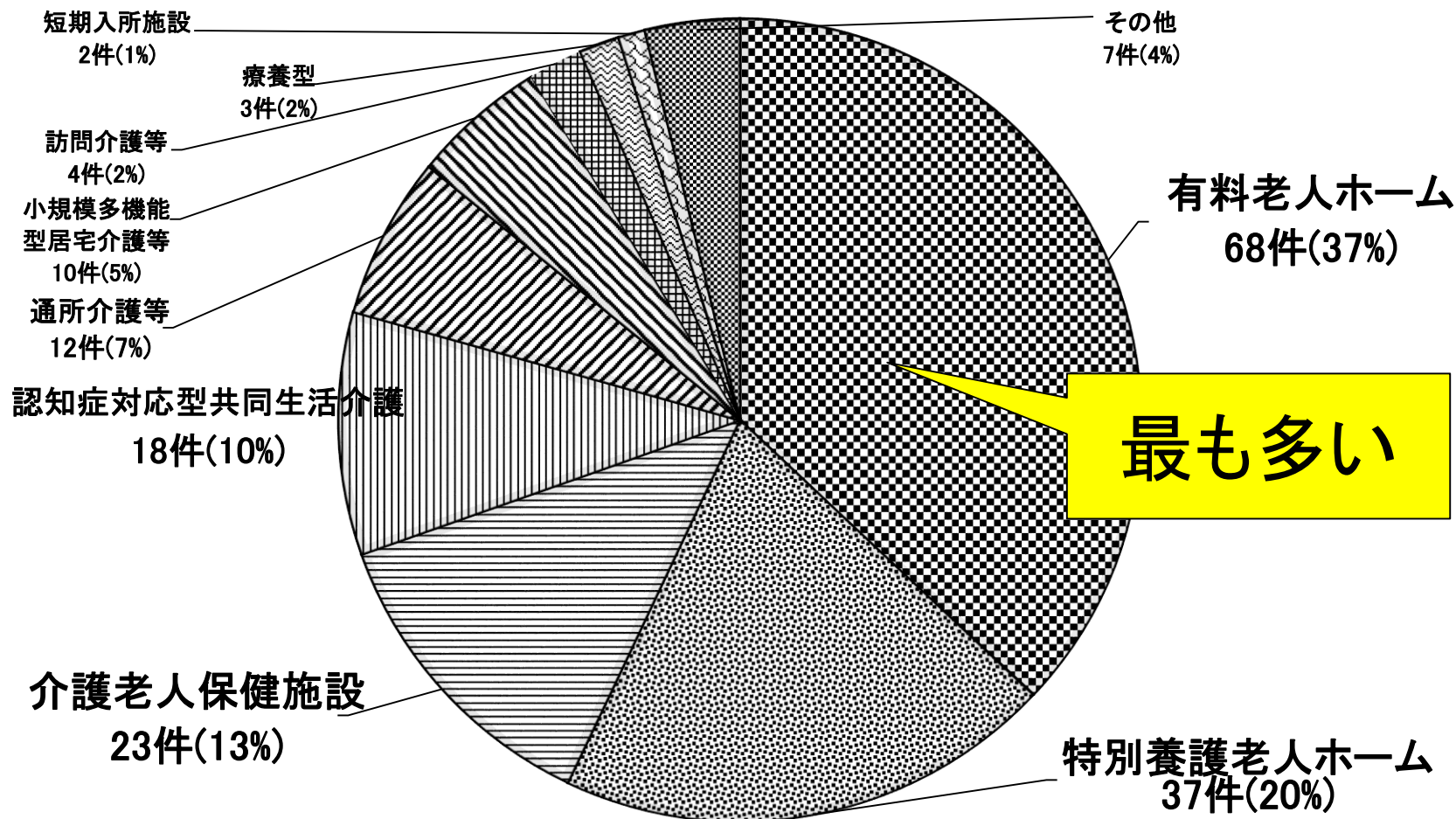
■虐待があった養介護施設等の種別

- ①住宅型有料老人ホーム 42.9% ②特別養護老人ホーム 16.7%
②介護老人保健施設 16.7% ④認知症対応型共同生活介護 7.1%
④通所介護支援等 7.1% 等

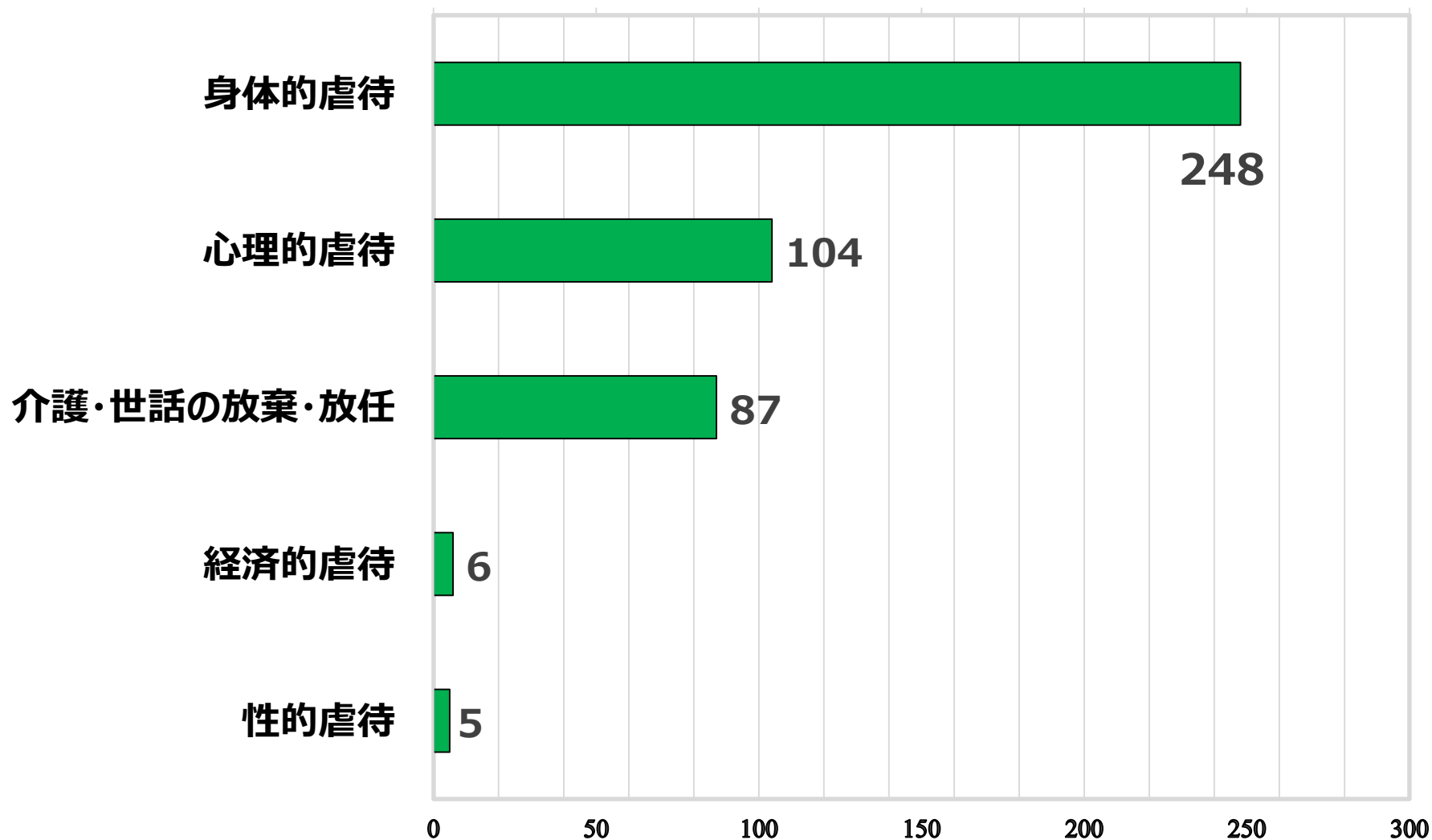
■虐待を行った養介護施設従事者等の種別

- ①介護職 82.7%
(うち、介護福祉士 37.2%、介護福祉士以外の介護職 34.9%、
資格不明の介護職 27.9%)
②看護職 13.5% ③施設長 1.9% ③その他 1.9%

【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の事業所種別 (H22～R5年度の虐待認定件数 合計184件)



【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別 (H22～R5年度の虐待認定事案における被虐待者数)



熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針

(他の施設等もそれぞれの指定基準等に同様の規定があります)

高齢者虐待防止関係（R3追加）

- ① 高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- ② 虐待の防止のための対策検討委員会（テレビ電話装置等を活用して実施可）を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- ③ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ④ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ⑤ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑥ その他、研修の実施、苦情処理の体制の整備の措置を講ずること。

身体的拘束等適正化関係（H30追加）

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

高齢者虐待防止の推進（R3介護報酬改定）

【概要】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

【基準】

○運営基準（省令）に以下を規定

- ① 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ② 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に**開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 虐待の防止のための**指針を整備**すること
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的に実施**すること
 - ・ 上記措置を適切に実施するための**担当者を置くこと**

※ 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針においても、上記事項を実施する必要がある旨記載あり。

身体的拘束等の適正化の推進（R6介護報酬改定）

【概要】

- 施設系サービス及び居住系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の10分の1に相当する単位数を減算」。（H30改定）
- 短期入所系サービス及び多機能系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算」。（R6改定）

【基準】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

【対象施設】

- 施設系サービス、居住系サービス：(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 短期入所系サービス、多機能系サービス：(介護予防)短期入所系サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護)、(介護予防)多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

身体的拘束に関する基準

基準省令（運営基準）

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「身体的拘束を行う場合には、その態様や時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」（２年間保存）

「高齢者虐待」の捉え方

●「緊急やむを得ない場合」は、あくまで当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護する場合に限られる

- 「適正な手続き」を極めて慎重に行う必要
- 介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されている

●「適正な手続き」

- 本人等のアセスメントを十分に行い、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対し身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が必要
- 要件に該当しなくなった場合は直ちに解除（常に観察・再検討を実施）
- 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、２年間保存することが必要

× 単に同意書があればよい
× 家族の希望があれば可能

身体的拘束に関する基準

緊急やむを得ない場合の **3 要件**（全て満たすこと）

- ①**切迫性**：入所者（利用者）本人または他の入所者（利用者）の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②**非代替性**：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③**一時性**：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

★**身体的拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為として考えられる。**ただし、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、**例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられる。**

（出典：厚生労働省 高齢者虐待防止マニュアル）

★運営基準上「緊急やむを得ない場合」のは身体拘束が認められているが、**この例外規定は極めて限定的に考えるべき**であり、すべての場合について**身体拘束を廃止していく姿勢を堅持**することが重要である。

（出典：厚生労働省 身体拘束廃止・防止の手引き）

養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

- ◆ 養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならない（高齢者虐待防止法第20条）
- ◆ 通報義務
 - 養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報する義務を負う（高齢者虐待防止法第21条第1項）
 - ➡ 通報努力義務(同条第3項)と異なり、養介護施設従事者等には重い責任
- ◆ 養介護施設等は、職員に対して通報義務、連絡先等の周知が必要
 - 経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待(疑い)を発見した場合、自ら通報義務を負うことを自覚することが必要

養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）

◆令和6年4月から、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく、高齢者虐待防止措置を義務とし、令和6年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く)を導入

➡集団指導や運営指導を通じて励行

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

※これらの「高齢者虐待防止措置」は、全ての養介護施設等の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項

※有料老人ホームについては設置運営標準指導指針にこれらを規定

（参考：令和3年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊（令和4年3月、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター））

養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

2) 管理職・職員の研修、資質向上

- ◆職員自らが意識を高め、実践につなげるために、定期的な研修が重要

直接介護サービスに従事しない管理職や事務職員も含めた施設全体での取組

- ◆特に居宅系サービスでは、養護者による高齢者虐待やセルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応についても研修内容に含めることが望ましい

3) 開かれた組織運営

- ◆風通しの良い組織運営、第三者である外部の目を積極的に入れる
- ◆外部評価、情報公表、運営推進会議等の活用、地域住民等との積極的交流、「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業）の活用等

「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」（平成18年5月24日老計発0524第1号）参照

養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

4) 苦情処理体制

- ◆高齡者虐待防止法第20条に虐待防止措置義務として明記、基準省令等にも規定

5) 組織・運営

- ◆組織・運営面の課題が背景にあり、管理者は職場環境の問題を把握し、法人の業務管理責任者に報告・助言を受けることが求められる
- ◆管理者自身が高齡者虐待防止法や関係省令を理解し、適切な取組を主導し、定期的に業務管理体制をチェック・見直すことが重要

高齢者の権利擁護に係る取組（令和7年度）

高齢者権利擁護研修の継続実施（介護施設従事者等対象）

更なるケアの質の向上を図るため、介護保険施設、有料老人ホーム等の従事者を対象に高齢者権利擁護に係る研修を実施するもの。

■高齢者権利擁護研修（施設従事者等対象）の概要

	権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）	看護実務者研修	有料老人ホーム等研修 （施設長等）
対 象	介護保険施設の施設長等	介護保険施設等の看護職、 介護職の従事者	有料老人ホーム等の施設長、 従事者等
実施時期	R7. 9.22 R7.11.17	R7.10.9 R7.12.11	R7.8.21
募集人数	30人程度	30人程度	80人程度

（例）【権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）の概要】

【1日目（講義）】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 倫理とコンプライアンス
- 認知症ケアの質の向上
- 身体拘束と福祉用具 等



【講義内容の実践】

- ① 自施設におけるケアの改善レポートの提出
- ② 自施設における職場研修を実施し、レポートを提出 等

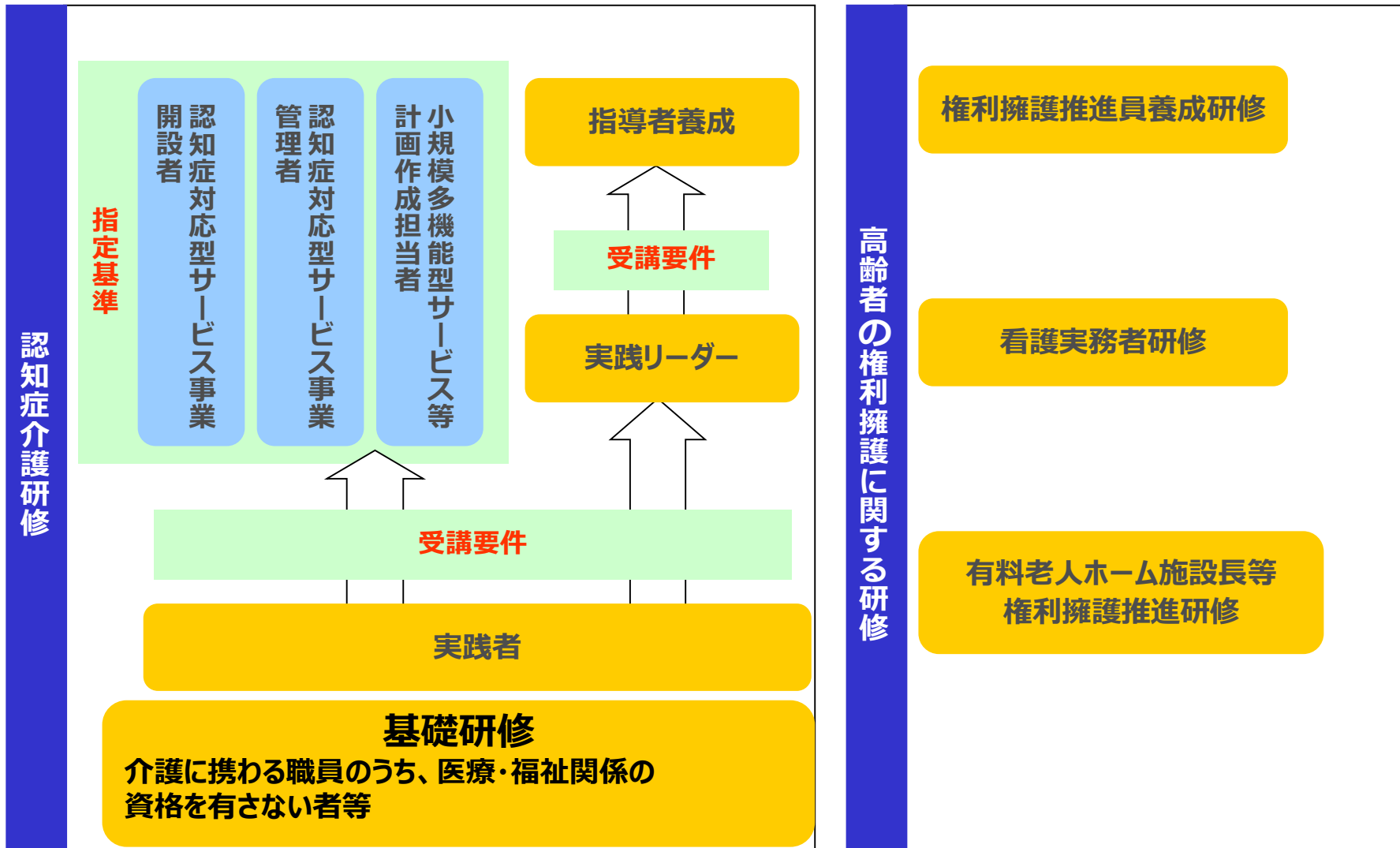


【2日目（グループワーク）】

- 提出レポートを活用した研修
- ストレスマネジメントについて
 - 改善に向けた検討・意見交換
 - 身体拘束廃止に向けた取組み（管理者の責務） 等

ケアの質の向上に向けた取組み

■ 認知症介護・権利擁護研修会の実施



認知症介護の質の向上支援事業

一連の研修を計画的に受けることで、事業所全体の認知症介護の質の更なる向上を支援する熊本県独自の事業を実施しています。

【対象】認知症介護の質の向上を目指し、介護の手法等について学ぶことを希望する介護保険事業所等

①-1 権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）

①-2 有料老人ホーム等施設長等権利擁護推進研修

採択を受けた事業所の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させ、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

② 介護施設等従事者権利擁護推進研修（看護実務者研修）

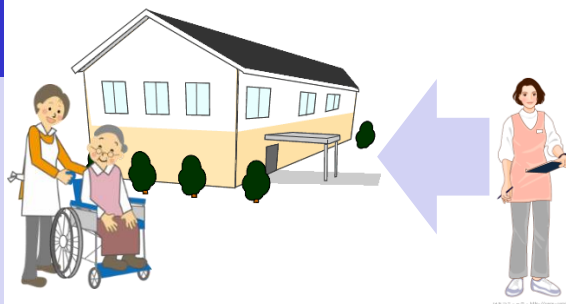
介護施設等において、保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を習得させる。

受講要件

③ 認知症ケア・マッピング

採択を受けた事業所は、自らの認知症介護の現状を確認するため、一定期間内に2回、「認知症ケア・マッピング」を受ける。

認知症ケア・マッピングの機会を効果的に活用することで、日々の介護の振り返りと取組みの効果を確認する。



認知症ケア・マッピングとは

・施設内の共有スペース内で過ごす認知症の人に焦点をあて、どのような行動をしているか、状態はどうか、本人とスタッフとの関わり方はどうかなど、その人の状態を観察して評価する方法のこと。

※③の研修については、①-1又は①-2のいずれかの研修を修了した従業者が勤務する事業所が受講の対象になります。

皆さまへお願い

- **虐待ゼロを目指し高齢者の権利擁護に取り組んでください。**

スタッフ全員でもう一度ケアのあり方を再確認し、専門職にふさわしい知識と技術と倫理をもって高齢者虐待が起こらない仕組みづくりをお願いします。

- **認知症の方の個性を理解し、その人の思いを尊重してください。**

認知症の方の声に耳を傾け、何を求めているのかを理解しようと努力し、その思いにかなったケアをお願いします。

- **認知症の方を介護している家族への支援をお願いします。**

専門職として、認知症の方や介護家族を含めた認知症ケアの視点を持ち、認知症の方や介護家族に切れ目のない支援をお願いします。



©2010 熊本県くまモン